漁業法 (昭和42年法律第267号) 第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び 石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 令和4年9月22日

(1) 小型いか釣り漁業(あかいか) について

漁業の 種類	制限措置										
	漁業種類	許可又は起業の認 可をすべき船舶等 の数及び船舶の総 トン数又は漁業者 の数	船舶のト ン数	推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	漁業時期	漁業を営む者の 資格	調整規 則第14 条にる 終 許可	許可の 有効期 間	遊休許 可の枠 数管理 の数	県漁協支所及 び出張所(旧 漁協又は地 区) 、都道府県
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業 (あかいか)	1	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点 (北緯37度04.665分東経136度 43.135分) 270.0度の線以南の 石川県沖合海域とする。ただ し、最大高潮時海岸線から沖合 1海里以内の海域を除く。		次の(1)(2)のいする者 がれにも該当する者 (1)漁船使用 をださ者を使用を形しただる (1)漁船使用 をださ者をしただる (2石川県に漁 をむ。※1 (2表別・2名川県に漁 使用 を有する者	継続	5年以 内	54	全支所及び出 張所

^{※1「}漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年9月22日から令和4年9月29日まで

(2) 小型機船底びき網漁業 (手繰第3種漁業 なまこ桁網漁業)、固定式刺し網 (たら) について

	制限措置										
漁業の 種類	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及びは船舶業者の数数 の数 (うち遊休許可の名簿管理の数)	船舶のト ン数	推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	漁業時期	漁業を営む者の 資格	調整規 則第14 条め 続 許可	許可の 有効期	遊休許 可の枠 数管理 の数	県漁協支所及 び出張所(旧 漁協又は地 区) 、都道府県
小型機船 底びき網 漁業	小型機船底びき網漁業 (手繰第3種漁業 なま こけた網漁業)	2 (0)	u		ア、イ及びウをそれぞれ順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点常64号(七尾市奥原町折戸崎に設置した標柱:北緯37度 05.000分、東経136度54.220分) イ 七尾市中島町机島中央(北緯37度06.122分、東経136度53.510分) 東経136度53.510分) 京 基点第92号(七尾市中島町瀬島 京 基倉に設置した標柱:北緯37度 06.582分、東経136度52.815分)	11月6日から 翌年2月末日 まで	次のい当(1)(1)者船舎(2)(2)(2)(2)(2)(3)(3)(3)(3)(3)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	新規	1年		七尾(尾田祖目万を除く) 一大郎 では、 一大郎 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
固定式刺し 網漁業	固定式刺し網漁業(た ら)	67 (14)	10トン未満	"	輪島市門前町樽見と同市上大 沢との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度22,225分、 東接136度46,638分)315.0度の 線と、輪島市と珠洲市との最大 高潮時海岸線における境界点 (北緯37度27,957分、東経137 度05.155分)40.0度の線との両 線間における水深150メートル から240メートルまでの海域。		次の(1)(2)のがする(1)(2)のがする(1)(2)の当当 (1)もも (1)もも (1)もも (1)を (1)を (1)を (1)を (1)を (1)を (1)を (1)を	継続	5年	4	輪島

※「漁船使用者」・・・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和4年9月22日から令和4年10月21日まで